

議案第32号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月19日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 繰越明許費

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧小学校施設管理に要する経費	870
合 計			870